

(1) 窓口に来た方 本人・同一世帯の方以外が請求する場合は委任状又は請求に関する権限を確認できる資料が必要です

住所、氏名、電話番号、生年月日 (西暦・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日

(2) 請求対象者 (どなたの住民票が必要ですか) : 「窓口に来た方」と同じ場合は「(1)と同じ」に☑

住所、氏名、世帯主氏名、生年月日 (西暦・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日

(3) 請求対象者(2) と 窓口に来た方(1) の関係 (該当するものに☑)

本人・同一世帯、委任状がある方、委任状がない方 (請求に関する権限を確認できる資料が必要) 請求理由、所在地(住所)、名称(氏名)、電話番号

(4) 証明の種類と通数 (該当するものに☑)

住民票の写し (全員、個人、除票)、記載事項 (氏名、生年月日、性別、住所、世帯主・続柄、本籍・筆頭者、個人番号、住民票コード、外国人の固有項目、旧氏名、旧世帯主・続柄、旧本籍・筆頭者、旧住所) 記載事項証明 (基本4項目 + 喪主請求、公的年金)

職員使用欄

本人確認資料 (1点: 免、旅、個カ、住カ(写真:有)、障、在カ、学(公)、運経、ほか; 2点: 保険証、学(法・私)、社員証、ほか) 権限確認書面 (提示: 社員証、身分証明書、補助者証、ほか; 提出: 委任状、陳述書、戸籍謄本、登記/代表者事項証明書、資格証明書、契約書、ほか) 受付 (処理、聴聞(有・無)、交付(可・否)、1.家族構成、2.本籍・筆頭者、3.行政区、4.ほか) 備考 (キャッシュカード、クレジットカード、診察券) 2021.06

# 住民票の写し等の請求にあたっての注意事項

## 1. 住民票の写し等の請求について

この請求書によって住民票の写し等の請求が出来るのは、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合に限られます。ただし、ドメスティック・バイオレンスの被害者から申出を受けている場合等は請求には応じられません。

### (1) 本人等<sup>(注1)</sup>が請求する場合

本人等が請求する場合、請求理由を明らかにすることなく当該住民票の写し等の交付請求をすることが出来ます。ただし、請求が不当な目的によることが明らかなきは、これをお断りすることがあります。

### (2) 第三者<sup>(注2)</sup>が請求する場合

第三者の方は次の各号に該当する場合に限り、交付の請求ができます。この場合、請求理由を記入していただきます。

- ① 自己の権利行使、義務履行に必要な場合
- ② 国又は地方公共団体に提出する必要がある場合
- ③ そのほか正当な理由がある場合

## 2. 本人確認について

窓口に来られた方の本人確認を実施しています。下記書類を受付時に提示してください。

1点のみの確認	
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、宅地建物取引士証、個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明証、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、みなし在留カード、みなし特別永住者証明書、国若しくは地方公共団体が発行した身分証明書	

2点以上の確認 (A群・B群からそれぞれ1点以上、またはA群から2点以上)	
A	被保険者証(国保、健保、船員保険、介護保険)、共済組合員証、国民年金手帳、年金証書(厚生年金保険、船員保険)、証書(共済年金、恩給)、住民基本台帳カード(写真なし)、印鑑登録証明書(交付請求書に押印した印鑑のもの)等
B	学生証、法人(国又は地方公共団体を除く。)が発行した身分証明書、国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(Aに掲げる書類を除く。)で、いずれも顔写真を貼り付けたもの又はこれに準ずるもの

## 3. 資料の提供について

請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

## 4. 権限確認資料について(3ヶ月以内に作成されたものに限る)

窓口に来られた方が本人等以外の場合、請求に関する権限が確認できる資料(委任状等)が必要です。

### (1) 委任状による請求について

書式は自由です。必ず請求者が作成し、記名押印又は署名が必要になります。

### (2) 請求者が法人の場合:(資格証明書は、法人の登記簿謄抄本で、代表者の資格を確認できるものをご用意ください。)

区 分	現に請求の任に当たっている方 (窓口に来られた方)		備 考
	法人の代表者又は支配人の方	法人の従業員の方	
① 資格証明書(代表者の資格を証する書面)	提出	提出	従業員の方の場合「①及び②の提出」又は「①の提出及び③の提示」のいずれかの方法により確認します。
② 委任状(代表者が作成した書面)	—	提出	
③ 社員証	—	提示	

## 5. 罰則

偽りその他不正な手段により住民票の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が処せられます。

(注1) 本人等とは、「自己」または「自己と同一世帯に属する方」のことで。

(注2) 第三者とは、上記の本人等以外の方のことで。

権限確認書類(住民基本台帳事務処理要領、第2、4、(1)、①、ア、(ウ)、C)

私は、確かに請求者の _____ から、口頭により使用者として指定されました。 ここに、本人確認資料のコピーを添えて、使用者であることを証します。 令和 年 月 日 氏名:
---